

障害者活躍推進計画

令和 7 年 4 月

森 町

森町障害者活躍推進計画

機関名	森町
任命権者	森町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
森町における障害者雇用に関する課題	森町においては、令和5年度に実雇用率が法定雇用率を下回り、法定雇用率を達成できていない状況である。 法定雇用率達成に向け、積極的な採用活動を行うとともに、障害者である職員の活躍の場を確保するため更なる体制整備や各種取組を行うことが必要である。
目標	
採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率2.11% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理
定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員を選任するとともに選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
-----------------------------------	--